

## 名古屋港管理組合請負工事検査基準

### （目的）

第1条 この基準は、名古屋港管理組合請負工事検査要綱（平成18年訓第15号）第8条の規定に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### （検査の内容）

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

### （工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況等に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と、契約図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### （出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、契約図書と対比し、別表2の基準に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 出来形寸法等の適否判定は、設計図書と対比して行うものとする。

### （品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約図書とを対比し、別表3の基準に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 品質規格の適否判定は、設計図書と対比して行うものとする。

### （出来ばえの検査）

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

### （その他）

第7条 工事完成後の現場整理状況等の跡片付けを確認する。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）工事の実施状況の検査留意事項

| 項 | 目         | 関 係 書 類                   | 内 容                                                  |
|---|-----------|---------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 | 契約書等の履行状況 | 契約書及び仕様書                  | 指示・承諾・協議事項等の処理内容<br>支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況 |
| 2 | 工事施工状況    | 施工計画書、工事打合せ簿その他関係書類       | 工法<br>施工方法<br>手戻りに対する処理状況<br>現場管理状況                  |
| 3 | 工程管理      | 実施工程表及び工事打合せ簿             | 工程管理状況<br>進捗内容                                       |
| 4 | 安全管理      | 契約図書、工事打合せ簿、<br>関係機関への届出等 | 安全管理状況<br>交通処理状況及び処置内容<br>関係法令の遵守状況                  |

別表 2（第 4 条関係）出来形管理検査基準

| 工種      |      |             |                             | 検査内容               | 検査密度                                                                                                                                                             |
|---------|------|-------------|-----------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通      | 一般施工 | 共通的工種       | 矢板工                         | 基準高、変位、根入長及び延長     | 250 枚につき 1 箇所以上（ただし、施工枚数 250 枚以下の場合は 2 箇所以上）                                                                                                                     |
|         |      |             | 植生工                         | 幅及び延長              | 200m につき 1 箇所以上（ただし施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）                                                                                                                      |
|         |      | 基礎工         |                             | 基準高、根入長及び偏心量       | 1 基又は 1 目地当たり 1 箇所以上                                                                                                                                             |
|         |      | 石・ブロック積（張）工 |                             | 基準高、法長、厚さ及び延長      | 100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）                                                                                                                     |
|         |      | 一般舗装        | 路盤工                         | 基準高、幅及び厚さ          | 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）<br>厚さは、1km につき 1 箇所                                                                                                 |
|         |      |             | 舗装工                         | 基準高、幅、厚さ、横断勾配及び平坦性 | 基準高、幅及び横断勾配は、200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）<br>厚さは施工面積 10,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上既に採取されたコアにて検査（ただし、施工面積 10,000 m <sup>2</sup> 以下の場合は 2 箇所以上） |
|         |      | 地盤改良工       |                             | 基準高、幅、厚さ及び延長       | 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）                                                                                                                     |
|         |      | 土工          |                             | 基準高、幅及び法長          | 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）                                                                                                                     |
|         |      | 海岸          | 堤防護岸                        |                    | 基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長                                                                                                                                                |
| 突堤      |      |             |                             |                    |                                                                                                                                                                  |
| 海域堤防    |      |             |                             |                    |                                                                                                                                                                  |
| 浚渫（海）   |      |             | 基準高、幅、深さ及び延長                |                    |                                                                                                                                                                  |
| その他の構造物 |      |             | 工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等 | 同種構造物毎に適宜決定する。     |                                                                                                                                                                  |

| 工種                       | 検査内容                       | 検査密度         |
|--------------------------|----------------------------|--------------|
| 建築                       | 工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等 | 構造物毎に適宜決定する。 |
| 機械設備<br>電気設備<br>機械<br>船舶 | 実際の操作により行う                 | 構造物毎に適宜決定する。 |

#### 備考

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査する事ができる。
- 2 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- 3 表中の検査頻度を原則とするが、現地状況等を勘案して適宜実施することができる。

別表 3（第 5 条関係） 品質管理検査基準

| 工種   |             | 検査内容                                                      | 検査方法                                       |
|------|-------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 共通   | 材料          | 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か                                      | 観察又は品質証明により検査する。                           |
|      | 基礎工         | (1) 支持力は、設計図書と対比して適切か<br>(2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か            | (1) 主に施工管理資料及び観察により検査する。<br>(2) 場合により実測する。 |
|      | 土工          | (1) 土質又は岩質は、設計図書と一致しているか<br>(2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か      |                                            |
|      | 無筋、鉄筋コンクリート | コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か           |                                            |
|      | 構造物の機能      | 構造物又は付属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か                               | 主に実際に操作し検査する。                              |
| 道路舗装 | 路盤工         | (2) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か<br>(2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か | (1) 主に施工管理資料及び観察により検査する。<br>(2) 場合により実測する。 |
|      | アスファルト舗装工   | アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か                      | 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。       |

備考

- 1 表中の工種以外のものについては、上記に準じて適切に行うことができる。
- 2 品質確認上、必要のある場合は、破壊検査等を行って適宜確認するものとする。